

香川県報



号外

平成 16 年

3月29日(月曜日)

平成十六年三月二十九日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第一号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局組織規則（昭和四十四年香川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び室」及び第十号を削る。

第三条第一号中「及び室」を削り、同条第六号中「及び教育機関」を「教育機関」に

改め、「学校を除く。」の下に「並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場」

を加え、同条第十五号及び第十八号中「及び室」を削る。

第四条第二号中「（市立の高等学校の定時制の課程を担当する教員を除く。以下本条に

おいて同じ。）」を削り、同条第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二

号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 県費負担教職員の争訟に関する事。

九 県費負担教職員の公務災害補償に関する事。

第五条第一号中「特殊教育諸学校」を「盲学校、聾学校及び養護学校（以下「障害児教

育諸学校」という。）に改め、同条第二号中「並びに市立の高等学校の定時制の課程を

担任する教員」を削り、同条第十三号及び第十四号中「並びに県費負担教職員」を削る。

第六条第一号中「特殊教育諸学校及び特殊学級」を「障害児教育諸学校及び障害児学級」

に、「特殊教育諸学校等」を「障害児教育諸学校等」に改め、同条第二号及び第三号中「

特殊教育諸学校等」を「障害児教育諸学校等」に改め、同条第四号から第六号までの規定

中「特殊教育諸学校」を「障害児教育諸学校」に改め、同条第七号及び第八号中「特殊教

育諸学校等」を「障害児教育諸学校等」に改める。

第七条第十一号中「香川県立屋内水泳プール」を削り、「香川県立総合水泳プール」

の下に「並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場」を加える。

第十一条の二を削る。

第十二条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第十三条第一項中「法令に特別の定めがあるものを除き、」及び第五号を削り、第六号

を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加え

教育委員会規則

●香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

●香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員の職の設置に関する規則

及び香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員以外の職員の職の設

置に関する規則の一部を改正する規則

●香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

●教育文化施設の管理の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

●事務委任施設管理運営規則

●香川県立図書館規則の一部を改正する規則

●香川県社会教育主事派遣に関する規則の一部を改正する規則

●香川県教育委員会事務局等職員倫理規則の一部を改正する規則

●公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

●産業教育手当の支給に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

●香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則

●県立高等学校授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

●県立学校学則の一部を改正する規則

●香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

●公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

●香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

る。

十 主任指導主事

第十三条第一項中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 社会教育主事

第十三条第一項中第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 指導主事

第十三条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 主任社会教育主事

第十三条第二項中「法令に特別の定めがあるものを除き、」を削り、「次の」を「次の」に改め、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 指導主事

第十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 主任指導主事

第十四条第三項中「(室の課長を除く。)、室長」を削り、「、室又は」を「又は」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「又は室」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項の次に次の一号を加える。

8 主任指導主事及び指導主事は、上司の命を受けて、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

第十四条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一号を加える。

10 主任社会教育主事及び社会教育主事は、上司の命を受けて、社会教育を行う者に対する専門的又は技術的な助言及び指導に関する事務に従事する。

第十四条の二第一項中「又は室」及び「及び室」を削り、同条第四項中「又は室」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員の職の設置に関する規則及び香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員以外の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二号

香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員の職の設置に関する規則及び香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員以外の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

正)

第一条 香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員の職の設置に関する規則(昭和五十一年香川県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則

第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

香川県教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。
第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 主任指導主事

第一項中第二十五号を第二十八号とし、第二十号から第二十四号までを三号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 社会教育主事

第一項中第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 指導主事

第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 主任社会教育主事

第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

県立学校の職員（校長及び教員を除く。）の職は、次のとおりとする。

第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

前二項に規定する機関以外の機関の職員の職は、次のとおりとする。

第三項中第二十五号を第二十九号とし、第二十四号を第二十八号とし、第二十三号を

第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六 主任司書

二十七 主任学芸員

第三項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第

二十二号とし、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 専門学芸員

第三項中第十八号を第十九号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、

第十二号の次に次の一号を加える。

十三 主任専門学芸員

第三項に次の二号を加える。

三十 司書

三十一 学芸員

（香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員以外の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第二条 香川県教育委員会事務局等の事務職員及び技術職員以外の職員の職の設置に関する規則（昭和五十一年香川県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県教育委員会事務局等の技能職員の職の設置に関する規則

第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

香川県教育委員会事務局、県立学校その他の機関の技能職員（職員の給与の支給に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）第十六条の三に規定する職員をいう。）の職は、次のとおりとする。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第三号

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則（昭和三十九年香川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条の二 香川県立総合水泳プールに、総務課及び業務指導課を置く。

第三条中「次の」を、「次の」に改め、「ことができる」を削る。

第三条の二及び第三条の三中「次の」を、「次の」に改める。

第四条から第六条までの規定中「次の」を、「次の」に改め、「ことができる」を削る。

第七条を削る。

第七条の二中「次の」を、「次の」に改め、「ことができる」を削り、第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加え、同条を

第七条とする。

三 課長

第八条第一項中「館務、場務又は所務」を「当該スポーツ施設の業務」に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 課長は、上司の命を受けて、その課に属する事務を処理する。

第八条の二第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第八条の三第一項を次のように改める。

スポーツ施設の休業日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。ただし、香川県立総合水泳プールの休業日は、九月から翌年の六月までの火曜日（その日が

休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び十二月二

十九日から翌年の一月三日までの日とする。

第十条第一項中「提出し、その許可」を「提出し、又は香川県教育委員会が指定する電子情報処理組織を利用して、使用の許可」に改め、同条第二項中「前項」を「スポーツ施設の使用」に、「同項の」を「その」に改め、同条第三項中「個人使用のために第一項の許可を受けた者に対して」を「第一項の規定にかかわらず、スポーツ施設を専用使用以外で個人で使用しようとする者」に、「を交付する」を「により当該スポーツ施設を使用することができる」に改め、同条第四項中「香川県立屋内水泳プールに係るスポーツ施設個人使用継続券については七月及び八月の二月間、」を削り、「七月一日」を「七月一日」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項ただし書中「香川県立屋内水泳プール又は」を削る。

第十三条に次の一項を加える。

2 香川県使用料、手数料条例に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、スポーツ教室の開催ごとに、実費を基準として香川県教育委員会が定める。

別表第一の(2)の表中

湯沸設備 1回1時間	スポーツ教室 1人1運動 種目1コース	750円
---------------	---------------------------	------

を

シャワー (温水)	1回	100円	湯
--------------	----	------	---

湯沸設備	630円
回1時間	

に改める。

別表第一の(5)の表及び3の(4)の表中

スポーツ教室	スポーツ教室 (土用がいこ又は 寒げいこの場合)
--------	--------------------------------

を削る。

1人1運動 種目1コース	750円	1人1運動 種目1コース	300円
-----------------	------	-----------------	------

別表第一の(2)の表中

スポーツ教室 1人1運動 種目1コース	750円
---------------------------	------

を削る。

別表第一の(5)の表中

スポーツ教室 1人1運動 種目1コース	750円	スポーツ教室 (土用がいこ又は 寒げいこの場合)	1人1運動 種目1コース	300円
---------------------------	------	--------------------------------	-----------------	------

を削る。

別表第一中6を削り、7を6とする。

別表第二中

香川県立屋内水泳プール	水泳プール
-------------	-------

を削る。

別表第三中

香川県立屋内水泳プール	大会議室及び小会議室
-------------	------------

を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

教育文化施設の管理の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第四号

教育文化施設の管理の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(香川県埋蔵文化財センター規則の一部改正)

第一条 香川県埋蔵文化財センター規則(昭和六十二年香川県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「ほか」の下に「、センターの管理に關し」を加え、同条を第九条とする。
第四条第一項中「所務」を「センターの業務」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。
4 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

第四条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。
(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。
2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、利用時間を変更することができる。

(休業日)
第八条 センターの休業日は、香川県の休日定める条例(平成元年香川県条例第一号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。
第三条中「次の」を「、次の」に改め、第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 課長
四 副主幹
第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(組織)
第三条 センターに、総務課、調査課及び資料普及課を置く。

第三条 センターに、総務課、調査課及び資料普及課を置く。

第四条 総務課は、次の事務を処理する。

一 職員の人事、給与及び服務に關すること。

二 予算、決算及び会計に關すること。

三 施設及び設備の利用及び管理に關すること。

四 公印の管理に關すること。

五 文書の收受、発送及び保存に關すること。

六 その他他課の所管に属しない事項に關すること。

2 調査課は、埋蔵文化財の発掘調査及び研究に關する事務を処理する。
3 資料普及課は、次の事務を処理する。

一 埋蔵文化財の整理、保存処理及び収蔵並びに研究に關すること。

二 埋蔵文化財の報告書作成に關すること。

三 埋蔵文化財の資料管理及び活用に關すること。

四 埋蔵文化財の知識の普及及び啓発に關すること。

(香川県埋蔵文化財センター規則の一部改正)

第二条 香川県埋蔵文化財センター規則(昭和六十三年香川県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「ほか」の下に「、県民ホールの管理に關し」を加え、同条を第十九条とする。

第十五条を削り、第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とする。

第十二条中「教育長」を「館長」に、「二」を「いずれかに」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条中「教育長」を「館長」に改め、同条第一号及び第二号中「とき。」を「場合」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第九条第二項第一号及び第二号に掲げる施設については施設を使用する日の一月前までに、同項第三号及び第五号に掲げる施設については施設を使用する日の七日前までに第十一条の規定による届出があつた場合(第九条第二項第一号に掲げる施設については、使用料の全額を納付している場合に限る。) 半額

第十一条を第十五条とし、第十条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(使用料の納付時期)

第十四条 使用者は、第九条第一項の許可を受けた日(以下この条において「使用許可日」という。)から施設を使用する日(二日以上継続して使用する場合は、その初日。

以下この項及び次項並びに次条第三号において同じ。)までの期間が一月を超える場合は、使用許可日から一月以内に使用料(別表第一の備考七及び別表第二に規定する使用料を除く。以下この項及び次項において同じ。)を納付しなければならない。ただし、第九条第二項第一号に掲げる施設に係る使用料については、当該使用許可の申請があつた日から施設を使用する日までの期間が三月を超える場合は、使用許可日から一月以内に使用料の額の二分の一に相当する額の使用料を、施設を使用する日の一月前までにその使用料の額から既に納付した額を控除した額に相当する額の使用料を、それぞれ納付することができる。

2 使用者は、使用許可日から施設を使用する日までの期間が一月以内の場合は、使用許可日から施設を使用する日までの間で館長が指定する日までに使用料を納付しなければならない。

3 使用者は、施設を使用する日(二日以上継続して使用する場合は、その最終日)に別表第一の備考七及び別表第二に規定する使用料を納付しなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、館長は、やむを得ないと認めるときは、別に使用料の納付時期を指定することができる。

第九条各号列記以外の部分中「教育長」を「館長」に、「第六条第一項」を「第十条第一項」に、「第五条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第一号中「教育長」を「館長」に改め、同条第二号中「第五条第一項又は第六条第一項」を「第九条第一項又は第十条第一項」に改め、同条第三号中「第五条第三項各号(第六条第三項)」を「第九条第三項各号(第十条第三項)」に改め、同条第四号中「第五条第四項(第六条第三項)」を「第九条第四項(第十条第三項)」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を削る。

第七条中「教育長」を「館長」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項及び第二項ただし書中「教育長」を「館長」に改め、同条を第十条とする。

第五条第一項中「教育長」を「館長」に改め、同条第二項ただし書中「教育長」を「館長」に改め、同項第三号中「楽屋」を「第一楽屋から第十四楽屋まで」に、「一月」を「十三日」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五楽屋及び第十六楽屋(大ホール、小ホール又は多目的大会議室と併せて使

用する場合を除く。) 使用しようとする日の六日前から前日まで
 第五条第三項中「教育長」を「館長」に改め、同条を第九条とする。
 第四条第二項中「教育長が必要と認めた」を「館長は、必要があると認める」に、「臨時に」を「臨時に」に改め、同条を第八条とする。

第三条第二項中「教育長が必要と認めた」を「館長は、必要があると認める」に、「臨時に」を「臨時に」に改め、同条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。
 (組織)

第三条 県民ホールに、総務課及び事業課を置く。

(分掌事務)

第四条 総務課は、次の事務を処理する。

- 一 職員の人事、給与及び服務に関すること。
 - 二 予算、決算及び会計に関すること。
 - 三 施設の管理運営及び防災に関すること。
 - 四 公印の管理に関すること。
 - 五 文書の收受、発送及び保存に関すること。
 - 六 その他事業課の所管に属しない事項に関すること。
- 2 事業課は、次の事務を処理する。
- 一 施設の利用に関すること。
 - 二 音楽、舞踊、演劇等の文化事業の企画及び実施に関すること。
 - 三 舞台芸術資料の収集、整理及び提供に関すること。

(職員)

第五条 県民ホールに、次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 課長
- 四 副主幹
- 五 主任主査
- 六 係長
- 七 主査

八 その他の職員

(職務)

第六条 館長は、上司の命を受けて、県民ホールの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を行う。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。

4 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

5 係長は、上司の命を受けて、事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

別表第一及び別表第二中「第十条関係」を「第十三条関係」に改める。

第一号様式(その一)を次のように改める。

第1号様式（その1）（第9条関係）

香川県県民ホール使用許可申請書																							
年 月 日																							
香川県県民ホール館長 殿																							
申請者 住 所（団体にあつては、所在地）																							
氏 名（団体にあつては、団体 の名称及び代表者氏名）																							
電話番号																							
使 用 目 的	行事等の名称																						
	行事等の内容																						
使 用 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで																						
使 用 する 施 設	大ホール 楽屋 (1・2・3・4・5・6・13・14)			小ホール 楽屋 (7・8・9・10・11・12・13・14)																			
	多目的大会議室（全面・分割） 楽屋（15・16）			会議室（1・2・大・特別）																			
	リハーサル室（1・2）			練習室（1・2・3）																			
	（使用日ごとの施設名及び使用区分は別紙のとおり）																						
附 属 設 備、 器 具 等	<input type="checkbox"/> 使用しない <input type="checkbox"/> 使用する（別紙のとおり）																						
入 場（利用） 予 定 者 数																							
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> 入場料を徴収する <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">S</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> <td style="padding: 0 10px;">A</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> <td style="padding: 0 10px;">B</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> <td style="padding: 0 10px;">C</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">S</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> <td style="padding: 0 10px;">A</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> <td style="padding: 0 10px;">B</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> <td style="padding: 0 10px;">C</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> </tr> </table> その他（ ）					S	円	A	円	B	円	C	円	S	円	A	円	B	円	C	円	<input type="checkbox"/> 営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的以外	
S	円	A	円	B	円	C	円																
S	円	A	円	B	円	C	円																
入 場 方 法	指 定 席 自 由 席	前売券 当日券 会員券 整理券 招待券 その他 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																					
公 演 等 の 予 定	区 分	施設区分	準 備・練 習	開 場	開 演	終 演	整 理 終 了																
	月 日		： ～ ：	：	：	：	：																
	月 日		： ～ ：	：	：	：	：																
	月 日		： ～ ：	：	：	：	：																
事 前 公 表 の 可 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否																						
使 用 料 の 納 付 方 法	<input type="checkbox"/> 一括払い <input type="checkbox"/> 2回払い		大ホール又は小ホールを使用する場合で、申請の日（館長にこの申請書を提出した日をいう。）から施設を使用するまでの期間が3月を超える場合は選択可																				
使 用 責 任 者	住 所																						
	氏 名																						
	電 話 番 号																						
備 考																							

第一号様式(その二)及び第一号様式(その三)中「第5条関係」を「第9条関係」に改める。

第二号様式中「第6条関係」を「第10条関係」に、「香川県教育委員会教育長」を「香川県教育委員会館長」に改める。

第三号様式中「第7条関係」を「第11条関係」に、「香川県教育委員会教育長」を「香川県歴史博物館館長」に改める。

(香川県歴史博物館規則の一部改正)

第三条 香川県歴史博物館規則(平成十一年香川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とする。

第十三条中「教育長」を「館長」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条各号列記以外の部分中「教育長」を「館長」に、「第六条第一項」を「第十条第一項」に、「第五条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第一号中「教育長」を「館長」に改め、同条第二号中「第五条第一項又は第六条第一項」を「第九条第一項又は第十条第一項」に改め、同条第三号中「第五条第四項(第六条第二項)」を「第九条第四項(第十条第二項)」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条を第十五条とする。

第十条第七項中「教育長」を「館長」に改め、同条を第十四条とする。

第九条中「教育長」を「館長」に改め、同条第三号中「利用する日」の下に「(二)日以上継続して利用する場合は、その初日」を加え、「第七条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を第十二条とする。

第七条中「教育長」を「館長」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「教育長」を「館長」に改め、同条を第十条とする。

第五条第一項中「教育長」を「館長」に改め、同条第二項中「する日」の下に「(二)日以上継続して利用しようとする場合は、その初日」を加え、「教育長」を「館長」に改め、同条第三項中「教育長」を「館長」に改め、同条を第九条とする。

第四条第二項中「教育長」を「館長」に改め、同条を第八条とする。

第三条第三項中「教育長」を「館長」に改め、同条を第七条とし、第二条の次に次の

四条を加える。

(組織)

第三条 博物館に、総務課及び学芸課を置く。

(分掌事務)

第四条 総務課は、次の事務を処理する。

- 一 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- 二 予算、決算及び会計に関すること。
- 三 施設及び設備の利用及び管理に関すること。
- 四 公印の管理に関すること。
- 五 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 六 その他学芸課の所管に属しない事項に関すること。

2 学芸課は、次の事務を処理する。

- 一 資料の収集及び保管に関すること。
- 二 資料の展示に関すること。
- 三 資料の利用についての説明、助言、指導等に関すること。
- 四 資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- 五 郷土の歴史についての講演会、講習会等の開催に関すること。

(職員)

第五条 博物館に、次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 課長
- 四 副主幹
- 五 主任専門職員
- 六 主任専門学芸員
- 七 主任文化財専門員
- 八 主任主査
- 九 係長
- 十 専門職員

- 十一 専門学芸員
- 十二 文化財専門員
- 十三 主査
- 十四 主任学芸員
- 十五 学芸員
- 十六 その他の職員

(職務)

- 第六条 館長は、上司の命を受けて、博物館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を行う。
 - 3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。
 - 4 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
 - 5 主任専門職員、主任専門学芸員、主任文化財専門員、専門職員、専門学芸員、文化財専門員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、博物館の専門的事務を処理する。
 - 6 係長は、上司の命を受けて、事務を処理する。
 - 7 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。
- 別表中「第八条関係」を「第十二条関係」に改める。
- 第一号様式中「第五条関係」を「第九条関係」に、「香川県教育委員会教育長」を「香川県歴史博物館長」に改める。
- 第二号様式中「第六条関係」を「第十条関係」に、「香川県教育委員会教育長」を「香川県歴史博物館長」に改める。
- 第三号様式中「第七条関係」を「第十一条関係」に、「香川県教育委員会教育長」を「香川県歴史博物館長」に改める。
- 第四号様式中「第十条関係」を「第十四条関係」に、「香川県教育委員会教育長」を「香川県歴史博物館長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の香川県民ホール規則第十四条及び第十五条の規定は、この規則の施行の日以後にされた香川県民ホールの使用許可の申請に係る使用料につ

いて適用し、同日前にされた香川県民ホールの使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

事務委任施設管理運営規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第五号

事務委任施設管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）第二十六号の規定に基づき香川県教育委員会が管理する香川県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）及び香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）について、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）及びこれに基づく命令並びに香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号。以下「条例」という。）及び香川県都市公園規則に定めるもののほか、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第二条 総合運動公園及び丸亀競技場は、次の業務を行う。

- 一 所管する都市公園の維持管理に関すること。
- 二 所管する都市公園施設の使用に関すること。
- 三 スポーツ教室の開設に関すること。
- 四 競技用具その他の器具の使用に関すること。
- 五 スポーツの研究に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第三条 総合運動公園に、総務課及び公園課を置く。

2 丸亀競技場に、総務課及び業務指導課を置く。

(職員)

第四条 総合運動公園に、次の職員を置く。

- 一 所長

- 二 次長
- 三 課長
- 四 主任体育主事
- 五 主任主査
- 六 係長
- 七 体育主事
- 八 主査
- 九 その他の職員

- 2 丸亀競技場に、次の職員を置く。
 - 一 場長
 - 二 次長
 - 三 課長
 - 四 主任体育主事
 - 五 主任主査
 - 六 係長
 - 七 体育主事
 - 八 主査
 - 九 その他の職員

(職務)

- 第五条 所長及び場長（以下「公園の長」という。）は、上司の命を受けて、総合運動公園又は丸亀競技場の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 次長は、公園の長を補佐し、公園の長に事故があるときは、その職務を行う。
- 3 課長は、上司の命を受けて、その課に属する事務を処理する。
- 4 主任体育主事及び体育主事は、上司の命を受けて、体育に関する専門的事項及び技術的事項に関する事務に従事する。
- 5 主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
- 6 係長は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 7 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

第六条 条例別表第一第二号の表に規定する総合運動公園又は丸亀競技場の有料公園施設（以下「運動施設」という。）を使用しようとする者は、使用しようとする日までに、都市公園運動施設使用申請書（第一号様式）を当該公園の長に提出し、又は香川県教育委員会が指定する電子情報処理組織を利用して、使用の許可を受けなければならない。

2 公園の長は、運動施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしないことができる。

- 一 運動施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 運動施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、運動施設の管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の規定にかかわらず、運動施設を専用使用以外で個人で使用しようとする者は、総合運動公園においては運動施設個人使用券（第二号様式）により、丸亀競技場においては運動施設個人使用券又は運動施設個人回数券（第三号様式）により、それぞれ使用することができる。

4 第一項の許可には、当該都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の中止の届出)

第七条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、運動施設の使用を中止しようとするときは、都市公園運動施設使用中止届（第四号様式）を当該公園の長に提出しなければならない。

(スポーツ教室)

第八条 総合運動公園又は丸亀競技場において行うスポーツ教室に参加しようとする者は、スポーツ教室参加申込書（第五号様式）を当該公園の長に提出し、その許可を受けなければならない。

(スポーツ教室に参加する場合の使用料)

第九条 条例別表第二第五号イの表香川県総合運動公園の項及び香川県立丸亀競技場の項に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、スポーツ教室の開催ごとに、実費を基準として香川県教育委員会が定める。

(使用料の還付)

第十条 公園の長は、天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により運動施設を使用できなくなったときは、使用料の全額を還付する。

2 公園の長は、次に掲げる施設について、第七条の規定による届出が、その施設を使用する日（以下「使用日」という。）の十一日前までにあつたときは使用料の全額を、使用日の十日前から八日前までにあつたときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

一 総合運動公園 香川県営野球場（附属施設の会議室を除く。）

香川県営第二野球場

香川県営サッカー・ラグビー場（附属施設の会議室を除く。）

香川県営第二サッカー・ラグビー場

二 丸亀競技場 競技場（附属施設の会議室を除く。）

補助競技場

3 公園の長は、次に掲げる施設について、第七条の規定による届出が、使用日の八日前までにあつたときは使用料の全額を、使用日の七日前から二日前までにあつたときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

一 総合運動公園 香川県営テニスマ

香川県営相撲場

香川県営野球場附属施設の会議室

香川県営サッカー・ラグビー場附属施設の会議室

二 丸亀競技場 競技場附属施設の会議室

（使用の許可の取消し等）

第十一条 公園の長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消し、又は運動施設の使用の停止を命ずることができる。

一 この規則の規定に違反し、又は公園の長の指示に従わなかったとき。

二 偽りその他不正の手段により第六条第一項の許可を受けたとき。

三 第六条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

四 第六条第四項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

（入場の制限等）

第十二条 公園の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、運動施設内への入場を拒否し、又は運動施設からの退場を命ずることができる。

一 他人に迷惑を及ぼす行為をする者

二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

三 その他当該都市公園の管理上支障があると認められる者

（損害賠償の責任）

第十三条 使用者は、その責めに帰すべき理由により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2 総合運動公園又は丸亀競技場を利用する者は、当該都市公園の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、総合運動公園及び丸亀競技場の管理運営に関し

必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

都市公園運動施設使用申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿
香川県立丸亀競技場長

申請者 住所 〒 _____
(ふりがな) 氏名 〔団体にあつては、その名称及び代表者氏名〕 _____ 生年月日 年 月 日
 連絡先 (電話) _____

(香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場)の運動施設を使用したいので、事務委任施設管理運営規則第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

※申込番号					受付(利用者)番号				
使用目的									
使用区分	専用使用の有無	アマチュアスポーツ			有料()円	学校等	一般		
	有・無	アマチュアスポーツ以外			無料	学校等以外	生徒及び児童		
使用期間	年 月 日から			日間	使用時間	時から 時まで			
使用施設					参加(入場)予定人員				
						人	※使用料 円		
附属施設、附属設備及び器具	種別	数量等	単価	※金額	種別	数量等	単価	※金額	※
				円				円	円
									合計
備考									

- 注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
 2 ※欄は、記入しないでください。

表 面

		No. _____
運 動 施 設 個 人 使 用 券		
使用施設名		
発行年月日	年 月 日	
区 分		料金

裏 面

注 1 この券は、当日1人1回限り有効です。
2 使用の場合は、この券を受付の職員に提出してください。
3 事務委任施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、使用を停止し、又は退場を命ずることがあります。
4 紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

第3号様式(第6条関係)

表紙表面

		No. _____	
運動施設個人使用回数券			
使用施設名			
発行年月日	年	月	日
区	分	料金	
注 この券は、 _____ に使用することができます。			

表紙裏面

注 1 この券は、当日1人1回限り有効です。
2 使用の場合は、必要事項を記入の上、1枚ずつ切り離し、受付の職員に提出してください。
3 事務委任施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、使用を停止し、又は退場を命ずることがあります。
4 紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

第1葉から第10葉まで

		No. _____	
運動施設個人使用回数券			
使用施設名			
区	分		
注 1 この券は、当日1人1回限り有効です。			
2 紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。			

都市公園運動施設使用中止届

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿
香川県立丸亀競技場長

届出者 住所 〒 _____
(ふりがな) 〔団体にあつては、その〕
 氏名 〔名称及び代表者氏名〕 _____
 連絡先 _____ (電話)

年 月 日付けで許可のあつた（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の運動施設の
 使用について、その使用を中止したいので、事務委任施設管理運営規則第7条の規定に基づき、次の
 とおり届け出ます。

受付（利用者）番号						
許可を受けた内容	使用目的					
	使用区分	専用使用の有無	アマチュアスポーツ	有料()円 ・ 無料	学校等 ・ 学校等以外	一般 ・ 生徒及び児童
		有・無	アマチュアスポーツ以外			
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	使用時間	時から	時まで
使用施設						
中止の理由						
備考						

注 該当するものに記入又は○印をしてください。

第5号様式（第8条関係）

スポーツ教室参加申込書

年 月 日

香川県総合運動公園所長
香川県立丸亀競技場長 殿

申込者 住 所
氏 名

スポーツ教室に参加したいので、事務委任施設管理運営規則第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

運動種目		コ ー ス	
年 齢		性 別	男 女

香川県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第六号

香川県立図書館規則の一部を改正する規則

香川県立図書館規則(昭和五十八年香川県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「事務」の下に「又は特定の事務」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県社会教育主事派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第七号

香川県社会教育主事派遣に関する規則の一部を改正する規則

香川県社会教育主事派遣に関する規則(昭和四十九年香川県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(給与等の支給)」に改め、同条第一項中「及び宿日直手当」を「宿日直手当及び管理職手当」に、「負担する」を「支給する」に改め、同条第二項中「旅費」を「超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び管理職手当並びに旅費」に、「負担する」を「支給する」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(経費の負担)

第八条 県が支給する派遣社会教育主事の給料及び手当並びにその者に係る共済組合費等の雇用主負担分については、県及び派遣先市町の双方で負担するものとする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県教育委員会事務局等職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第八号

香川県教育委員会事務局等職員倫理規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局等職員倫理規則(平成十三年香川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第九号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十九年香川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第五号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第二十条第四項第三号中「次号」を「以下この項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 職員が人事交流等により国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人に勤務する者となつた場合における当該国立大学法人の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病

別表第二記入上の注意に次のように加える。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十号

産業教育手当の支給に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 産業教育手当の支給に関する条例施行規則(昭和三十三年香川県教育委員会規則

第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「実習助手」を「教育委員会規則で定める者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「で、教諭の職務を助けるもの」を削り、同項第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加え、「教育委員会が認める」を「認められる」に、「もの。」を「もの」に改め、同項第二号中「もの。」を「もの」に改める。

(県立学校職員の服務に関する規則の一部改正)

第二条 県立学校職員の服務に関する規則(昭和三十五年香川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「第二十条第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

第十七条中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

(定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則(昭和三十五年香川県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第三条中「第二条」を「第二条第二項」に、「実習助手は、実習助手で」を「教育委員会規則で定めるものは、」に、「一に該当するもの」を「いずれかに該当する者」に改め、同条第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加え、「教育委員会が認める」を「認められる」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十一年香川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三条第三号イ中「国家公務員」の下に「(公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)を含む。以下同じ。)」を加える。

第六条第二項第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」に改める。

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第九条第二項中「第十六条第一号」を「第十六条」に改める。

第三十五条第五号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第六条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年香川県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第二条」を「第二条第一項若しくは第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十一号

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則

香川県教科書センター設置管理規則(昭和三十一年香川県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

〔香川県

第二条中 「香川県高松教科書センター

高松市

高松市教育文化研究所内」

を 香川県

中央教科書センター

高松市

香川県教育センター内

高松教科書センター

高松市

高松市教育文化研究所内

「坂出市立大橋記念図書館」に、「香川県観音寺・三豊教科書センター」を「香川県観音寺教科書センター」に、「観音寺市立観音寺南小学校」を「観音寺市中央公民館」に、「香川県さぬき・東かがわ教科書センター」を「香川県さぬき教科書センター」に、「さぬき市立津田中学校」を「さぬき市公民館（さぬき市津田公民館）」に、「香川県小豆教科書センター」

「香川県東かがわ教科書センター」

書センター

小豆郡土庄町

香川県小豆教科書センター

土庄町立中央図書館内

香川県木田教科書センター

香川県三豊教科書センター

東かがわ市

東かがわ市役所大内庁舎内

小豆郡土庄町

土庄町立中央図書館内

木田郡三木町

香川県立高松圏域健康生きがい中核施設内

三豊郡高瀬町

高瀬町立高瀬町公民館内

第六条第一項各号を次のように改める。

一 香川県坂出教科書センター 坂出市立大橋記念図書館の休館の日

二 香川県善通寺・仲多度教科書センター 善通寺市立図書館の休館の日

- 三 香川県観音寺教科書センター 観音寺市中央公民館の休館の日
- 四 香川県さぬき教科書センター さぬき市公民館（さぬき市津田公民館）の休館の日
- 五 香川県小豆教科書センター 土庄町立中央図書館の休館の日
- 六 香川県木田教科書センター 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設を利用することができない日

七 香川県三豊教科書センター 高瀬町立高瀬町公民館の休館の日

八 前各号に掲げる教科書センター以外の教科書センター 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

県立高等学校授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月二十九日 香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十二号

県立高等学校授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校授業料等の減免に関する規則（昭和三十一年香川県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

様式中「~~民生委員~~」及び「~~民生委員~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十三号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正す

る。

第四条第二項中「中学校又は高等学校の」を削る。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

〔高等学校証明書〕

第十七条 高等学校の生徒であつた者は、申請により卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けることができる。

2 前項の申請は、高等学校証明書交付申請書（別記様式）を当該生徒であつた者が在学していた高等学校の校長に提出することにより行うものとする。

第十八条第一項中「並びに入学金」を「、入学金並びに高等学校証明手数料」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

別表一高等学校の表香川県立高松南高等学校の項中 「家政科
衛生看護科」 を「家政科」に改め、

同表香川県立坂出工業高等学校の項中「自動車科」を削り、同表香川県立飯山高等学校の項中 「衛生看護科
看護科」 を「看護科」に改める。

別表二高等学校の表三の項中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)から(十五)までを(四)から(十四)までとする。

別表二の次に次の一様式を加える。

別記様式（第17条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

高 等 学 校 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

香川県立 高等学校長 殿

申請者氏名 ㊟

次のとおり証明書の交付を申請します。

現 住 所	〒			
電 話 番 号				
卒業（修了）年月 及び課程・科	年 月 卒業・修了	全日制 定時制 通信制 専攻科	課程	科
ふ り が な			生 年 月 日	
氏 名 (旧 姓)			年 月 日	
証 明 書 区 分	部 数	単 価	金 額	発行番号
卒業（修了）証明書	部	円	円	※
成績証明書	部	円	円	※
単位修得証明書	部	円	円	※
調 査 書	部	円	円	※
合 計	部	/	円	/

(注) 1 申請者氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 ※欄は、記入しないでください。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月二十九日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十四号

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「中学校又は高等学校の」を削る。

第十二号様式中「男・女」を削り、「、御校」を「が御校」に、「参入」を「の参入」に、「ことは、一切、私どもにおいて」を「すべての責任を」に改める。

附則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改正前の第十二号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月二十九日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「二年」を「三年」に改める。

第一号様式注に次のように加える。

6 氏名の記載を白罫で行う場合は、押印を省略することができる。

第二号様式に注として次のように加える。

注 氏名の記載を白罫で行う場合は、押印を省略することができる。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月二十九日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十六号

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（昭和五十七年香川県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

第一号様式中

生 年 月 日	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
------------------	------------------	-------------	--------	-------------

に改める。

生 年 月 日	年 月 日
------------------	-------------

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月二十九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています